## 営農計画書

## (一般農家の場合)

※なるべく具体的に記入してください

1 12122121	**************************************
農地等に係る	経営規模拡大のため、自己所有農地の周辺の農地及び休耕地を新たに取得し、
権利の取得の目的	一体的に耕作することで効率的な営農を行う。
及び経営の方針	
	水稲を作付けするほか、休耕田は畑地転換し、ブロッコリーを栽培する。
	将来は、更に規模拡大し、ハウス野菜を栽培する予定。
作目及び利用計画	
	申請地を取得後に農作業従事日数を増やす予定のときは、この欄にその
	旨と、増加後の総日数を記入してください。
必要な作業及び	耕起から収穫までの一連の作業を夫婦及び同居の父で行う。申請地取得後の農
その従事者並びに	作業従事日数は、本人150日、妻200日、父150日の予定。
労力の確保の方法	繁忙期には、同じ集落の農家2名の応援を要請するほか、土・日に息子夫婦が
	手伝うこととしている。
通作の距離、	申請地は自宅から5km~7kmの距離にあり、車で10分程度である。
時間及び方法	軽トラックで通作する。
	耕うん機1台、草刈機2台、田植機1台、コンバイン1台及び軽トラック1台
農機具の保有	を保有している。
状況、購入予定	他に、繁忙期には同じ集落の農家の応援により対応する。
及び保管場所	農機具は、自宅の農業用倉庫に保管する。
	JA〇〇に出荷するほか、営農組合で運営する直売所で販売する。
農作物の出荷先	
農業協同組合及び	JA〇〇及び〇〇共済組合に加入している。
農業共済組合への	
加入状況(予定)	
周辺地域における	
農地等の利用に	中山間地域直接支払制度の協定農地に編入する予定。
対する影響及び	
その調整の状況	
地域の農業に	
おける他の農業	
者との役割	
分担の計画	
その他参考と	
なるべき事項	

- 注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規定により 農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守す る旨を記載した確約書を添付すること。
  - 2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 営農計画書(新規参入者用)

農地等に係る 権利の取得の目的 及び経営の方針	山陽小野田市内の住宅を探していたが、農地付きの住宅があり農業にも興味があったので購入を決めた。家族で営農する予定。
作目及び利用計画	ネギ、白菜、サトイモ等を季節に応じて栽培する。
必要な作業及び その従事者並びに 労力の確保の方法	耕起から収穫までの一連の作業を自分(200日)と妻(100日)で行う。
通作の距離、 時間及び方法	自宅から200m、軽トラックで約3分。
農機具の保有 状況、購入予定 及び保管場所	軽トラック、トラクター(購入予定)、草刈機。 保管場所は自宅横の納屋。
農作物の出荷先	自家消費/地元の直売所
農業協同組合及び農業共済組合 への加入状況(予定)	無し/加入予定
	水利組合に加入し、水利調整を図る予定。水利組合、農事組合に挨拶に行く。
地域の農業における他の農業者との役割分担の計画	道普請等に参加する。
その他参考と なるべき事項	山口就農支援宿担い手養成研修を受講する。 義父(経験40年)から指導を受ける。

山陽小野田市農業委員会 会長 田尾 光一 様

## 誓 約 書

この度、農地法第3条第1項の規定により農地等の権利移動の申請を行うにあたり、 許可後下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1. 上記営農計画書に基づき、確実に農作業を実施すること。
- 2. 原則として、農地取得後最低2耕作を行うこと。
- 3. 毎年行われる農地利用状況調査、随時行われる農地パトロールに協力すること。
- 4. 地域計画(用途地域以外)の策定に支障を来さないよう努めること。

令和○○年○○月○○日

住 所 山陽小野田市大字山野井 1000

氏 名 山陽 太郎



- 注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規 定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割 分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。
  - 2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所 有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。
  - 3 誓約書の内容が守られなかった場合には、許可を取消すこともあるので留意すること。